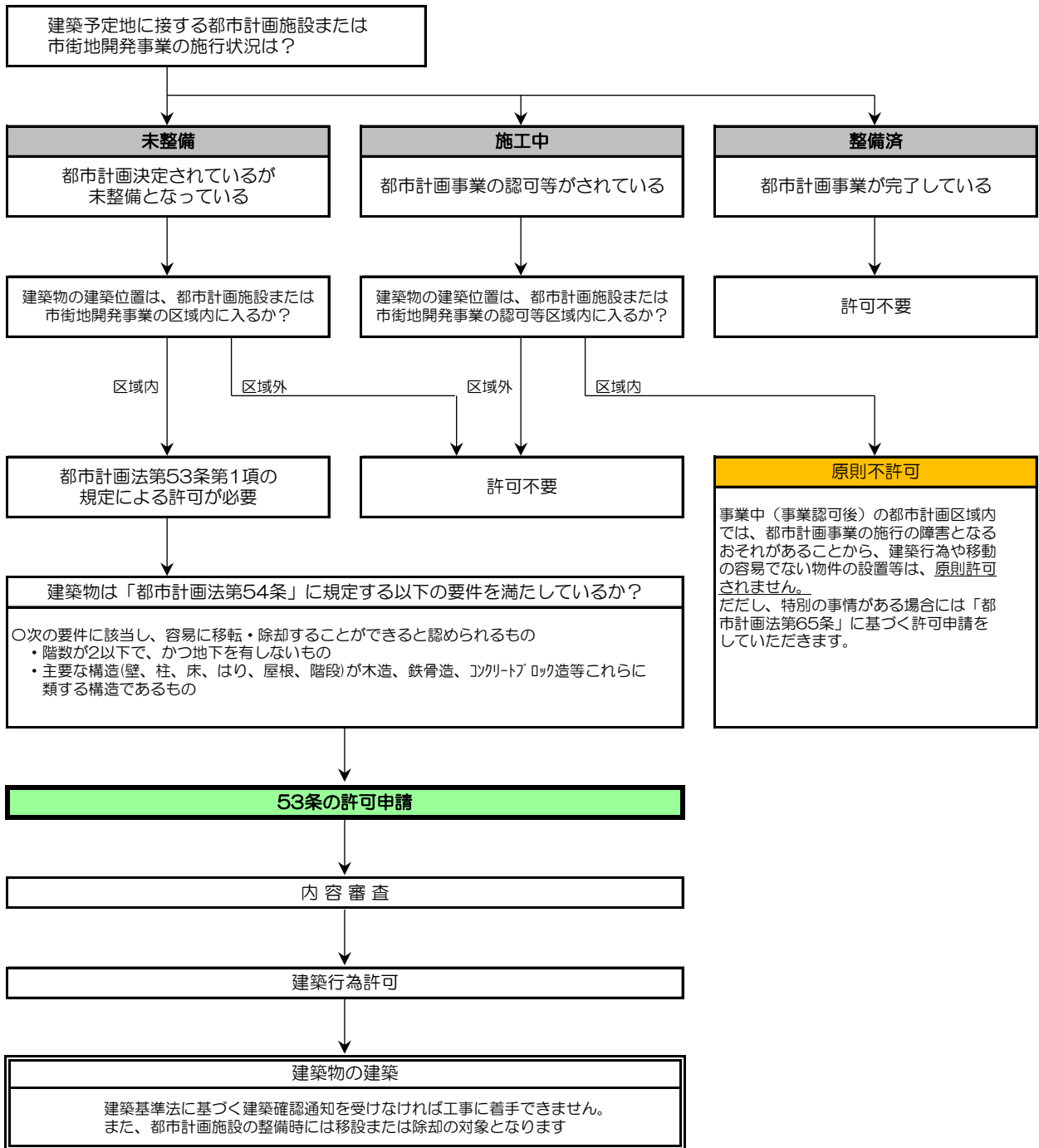


◆許可申請手続きの流れ

「都市計画法第53条第1項」の規定による許可申請の手続きの流れは次のとおりです。
申請に当たっては事前に帯広市 都市政策課にご相談ください。



— 都市計画法 第53条第1項 —

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。(本市においては、北海道からの権限委譲により帯広市に許可申請が必要となります)

— 都市計画法 第65条第1項 —

第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があった後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(本市においては、北海道からの権限委譲により帯広市に許可申請が必要となります)